事　務　連　絡
令和８年５月２１日

三重県土地家屋調査士会 様

亀山市建設部土木課用地グループ

土地寄附申出書及び寄附証書等の新様式改訂に伴う会員への周知協力について（依頼）

拝啓

貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は本市の用地財産行政ならびに公有財産の適正管理に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市が所管する道路用地等の取得実務において、長年にわたり公衆用道路（市道現況道路）の敷地として先行使用されながらも所有権移転登記が未完了となっている私有地につきましては、貴会会員の皆様による多大なご尽力と専門的知見によるご協力のもと、順次敷地整理が進行しておりますことに、深く敬意と感謝を申し上げます。このような中、本市の公有財産事務で使用してまいりました「土地寄附申出書」及び「寄附証書」の文面につきまして、寄附協力を申し出られる市民に対し、本市として敬意を示すとともに、令和の市民協働の時代にふさわしい誠実かつ対等な関係性を構築するため、従来の古めかしく一方的な表現を排し、現代的な公用文表記へと全面改訂を行うこととといたしました。

つきましては、貴会会員の皆様が、本市への未登記道路の寄附申請等に係る書類を作成・提出される際（あるいは市から依頼された場合）、円滑な合意形成と敷地整理事務の更なる推進を図るため、法務局への登記関係書類のほか、市公有財産規則に規定される「寄附申出書」及び「寄附証書」について、下記のとおり新書式の導入につきまして、ご周知とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 様式改訂の趣旨

- 市民の善意への敬意と対等な表現の導入： 従来の高圧的なトーン（「迷惑を掛けない」「証書差し出ます」等）を完全に廃止し、市民の究極の公共貢献に対する敬意を込めた現代公用文（「誠実に解決を図る」「提出いたします」等）へ改正しました。
- 権利保証の明確化： 所有権以外の権利（抵当権等）が一切設定されていない完全な所有権の譲渡であることを、寄附者側が当初より明確に断定・保証する形式へ整理し、受納後の安全性を高めました。

- 租税公課負担範囲の適正化： 固定資産税等の精算について「所有権移転登記が完了する日の属する年度分まで」と明確にすることで、地方税法の原則に則った事務処理を担保しました。

2. 導入時期及び会員の皆様への周知・留意事項

- 新書式の適用： 今後、新たに書類を作成・提出される場合は、添付の新書式（土地寄附申出書・寄附証書）をご使用いただくよう周知をお願いいたします。
- **経過措置（当面の間）：** 既に旧書式を用いて作成・準備されている書類につきましては、**そのままご利用いただいて問題ありません（新書式での再作成は不要です）。**
- 他条例・要綱の優先： 他の条例、規則、開発許可要綱等により、個別に書式や手続きが定められているものにつきましては、当該規定によるものとします。
- 開発許可に伴う帰属様式： 都市計画法第 40 条第 1 項等の規定に基づく開発行為の公共施設帰属手続きにつきましても、同様の現代語表記に直した新書式「土地帰属証書」を導入いたしますので、併せてご参考としてください。

3. 添付資料

(1) 土地寄附申出書（新様式・本文抜粋）

(2) 寄附証書（新様式・本文抜粋）

(3) 【参考例】土地帰属証書（都市計画法第 40 条第 1 項による帰属用・新様式）

【担当】 亀山市建設部土木課 用地 G　担当：木田（0595-84-5045）

【添付資料 1】土地寄附申出書（新様式・本文抜粋）

土地寄附申出書

私が所有する下記の土地は、市道＿＿＿＿線の道路敷地として長年にわたり使用されてきました。このたびの本市の用地整理に同意のうえ、次の条項を確約し、亀山市への寄附（受納）を申し出ます。

１．権利の保証及び紛争の解決
当該土地には、抵当権、地上権、賃借権その他の所有権以外の権利は一切設定されておりません。他者の権利が付着していない完全な所有権であることを保証するとともに、万一、第三者から異議の申出等があった場合は、私の責任において誠実に解決を図ります。

２．租税公課の負担当該土地にかかる固定資産税等の租税公課については、所有権移転登記が完了する日の属する年度分までを私が負担いたします。

３．登記手続きの承諾当該土地の所有権移転登記に関する手続きは亀山市が行い、これに要する費用は亀山市が負担することを承諾いたします。

【添付資料 2】寄附証書（新様式・本文抜粋）

寄 附 証 書

私が所有する下記の土地は、市道〇〇線の道路敷地として長年にわたり使用されてきました。このたびの市の用地整理に同意のうえ、令和〇年〇月〇日付で亀山市へ寄附し、所有権以外の権利が一切設定されていない完全な所有権を譲渡いたします。

当該土地にかかる固定資産税等の租税公課については、所有権移転登記が完了する日の属する年度分までを私が負担いたします。また、万一、第三者から異議の申出等があった場合も、私の責任において誠実に解決を図ることを誓約のうえ、本証書を提出いたします。

【添付資料 3】土地帰属証書（参考例：都市計画法第 40 条第 1 項）

土地帰属証書

都市計画法第 40 条第 1 項の規定に基づき、下記開発行為により新設された公共施設（道路・公園等）の敷地について、本市へ所有権を帰属させます。なお、当該土地の引き渡しにあたっては、次の条項を保証・確約いたします。

（権利の保証）

第 1 条 帰属する土地には、抵当権、地上権、賃借権その他の所有権以外の権利は一切設定されておらず、完全に充当された所有権であることを保証いたします。

（紛争等の解決責任）

第 2 条 万一、当該土地に関し、第三者から権利の主張、異議、または求償等の申出があった場合は、当方の責任と費用負担において誠実に解決を図るものとします。

（租税公課の負担）

第 3 条 当該土地にかかる固定資産税等の租税公課については、所有権移転登記が完了する日の属する年度分までを、当方が負担するものとします。